

## 高知県 Next 次世代型施設園芸農業に関する産学官連携協議会設置要綱

### (設置)

第1条 産学官が連携し、高知県が全国に先駆けてオランダの最先端技術を取り入れて普及を開始した「次世代型こうち新施設園芸システム」を飛躍的に進化させ、「Next 次世代型施設園芸農業」として展開するとともに、これに関連する人材育成及び産業振興等を図り、もって本県への若者の定着・増加を図ることを目的に、「高知県 Next 次世代型施設園芸農業に関する産学官連携協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) Next 次世代型施設園芸農業並びに、これに関連する人材育成及び産業振興等に係る計画(以下「計画」という)の検討に関すること
- (2) 計画に基づく事業の進捗状況の検証、評価、修正・追加に係る検討に関すること
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる構成団体の代表者からなる委員及び別表2に掲げる事業責任者(会長を補佐するとともに、計画の推進において、中心的な役割を担う者をいう。)で組織する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は高知県知事をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を副知事が代理する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

### (会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は公開とする。ただし、特に必要があると会長が認めるときは、非公開とすることができる。
- 4 委員が会議を欠席する場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

### (専門部会)

第5条 計画を効果的に推進するため、協議会に次の各号に定める専門部会を設置する。

(1) I o Pプロジェクト研究推進部会

(2) 人材育成部会

2 専門部会の組織及び運営等は、構成団体が協議のうえ定める。

(中心研究者及びスーパーバイザーの設置)

第6条 協議会に、前条第1項第1号の部会の研究を指揮及び統括する中心研究者を置くことができる。

2 協議会に、前条第1項第1号から第2号までの部会の活動に関して、専門的な立場から協力及び助言を得るため、スーパーバイザーを置くことができる。

3 中心研究者及びスーパーバイザーは、構成団体が協議のうえ選任する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、高知県農業振興部農業イノベーション推進課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、構成団体が協議のうえ定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月29日から施行する。